

鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画津ノ井地区地区計画を次のように決定する。

名 称	津ノ井地区地区計画	
位 置	鳥取市津ノ井、杉崎	
面 積	約 2.9 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 西日本鳥取駅から南南東約 4.0 k m に位置した都市計画法改正以前に宅地開発された団地であり、既に住宅地としての市街地が形成されている。</p> <p>従って、住宅地としての環境を保持することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>現在の住宅市街地として保持するため、ホテル、ぱちんこ屋、射的場、畜舎等の立地や用途の混在による環境悪化を防止し、住宅市街地としてふさわしい土地利用の促進を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>緑豊かでうるおいのある居住環境を創出し、街区景観を保つためゆとりある居住環境の保全が図られるよう誘導する。</p>
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限
		<p>別表に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

別表

建築できる建築物	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗等その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項第1号に該当する営業に係わるものを除く。） (8) 診療所 (9) 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な施設 (10) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。） (11) 病院 (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13) 建築基準法施行令第130条の6に定める工場 (14) 店舗又は飲食店 (15) 事務所 (16) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの及び作業場の床面積の合計が150㎡以内の自動車修理工場 (17) 建築基準法施行令第130条の9に定める表のうち準住居地域の最低数量以内の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (18) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は2階以下の部分にあるもの
----------	---